

西播磨西部(千種川^{ちくさがわ}流域圏)
地域総合治水推進計画

(本 編)

令和 7 年 3 月

兵 庫 県

はじめに

【改定の趣旨】

兵庫県は、総合治水条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき、局地的豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制する「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組むことにしています。

一方、地球温暖化等の気候変動の影響により、全国各地で毎年のように豪雨災害による被害がもたらされており、今後、更なる災害の激甚化、頻発化が予測される中、更なる「総合治水」の推進が求められています。

西播磨西部(千種川流域圏)では、地域住民、学識者、関係市町等で構成される「西播磨西部(千種川流域圏)地域総合治水推進協議会（以下、「推進協議会」という。）」で本推進計画（平成 25 年 3 月策定）を策定し、計画にもとづく取組を進めてきました。

今回、計画策定から概ね 10 年を迎えるにあたり、これまでの実績、課題を整理するとともに、総合治水をより一層推進するべく計画を全面改定します。

改定にあたり、本計画は本編と資料編に分け、本編は今後の計画を中心としたものとし、資料編に、流域の概要、これまでの実績を詳細に記載することとします。

本計画は、「躍動する兵庫」の実現に向け、「ひょうごビジョン 2050」に描く「活動を支える確かな基盤」をめざした総合治水を推進するための計画です。

西播磨西部(千種川流域圏)地域総合治水推進計画（本編） 目次

1. 計画地域の概要	1
1-1. 計画地域の概要	1
1-2. これまでの取組と課題	3
1-2-1. 河川下水道対策	3
1-2-2. 流域対策	3
1-2-3. 減災対策	3
1-3. 総合治水対策の必要性	4
2. 総合治水の基本的な目標に関する事項	5
2-1. 計画地域	5
2-2. 計画期間	5
2-3. 基本的な目標	5
3. 総合治水の推進に関する基本的な方針	6
3-1. 全般	6
3-2. 河川対策	6
3-3. 下水道対策	6
3-4. 流域対策	6
3-5. 減災対策	6
4. 河川下水道対策	7
4-1. 河川の整備及び維持管理	7
4-1-1. 河道	7
4-2. 下水道の整備及び維持管理	8
5. 流域対策	9
5-1. 調整池の設置及び保全	9
5-1-1. 重要調整池の設置	9
5-1-2. 施設の指定	9
5-1-3. 維持管理	9
5-2. 土地等の雨水貯留浸透機能	10
5-2-1. 雨水浸透機能の確保	10
5-2-2. 学校、公園、大規模施設	10
5-2-3. 水田	11
5-2-4. 各戸貯留	12
5-3. 貯水施設の雨水容量の確保	13

5-3-1. ため池	13
5-3-2. ダムの事前放流	14
5-4. ポンプ施設との調整	14
5-5. 遊水機能の維持	14
5-6. 二線堤の整備	15
5-7. 森林の整備及び保全	16
6. 減災対策	18
6-1. ハザードマップの作成・配布	18
6-2. 県民の情報の把握	18
6-3. 浸水による被害の発生に係る情報の伝達	19
6-3-1. 県民への防災情報の発信	19
6-3-2. 市町への情報提供	23
6-4. 浸水による被害の軽減に関する学習	23
6-4-1. 自主防災組織の結成促進や活性化	23
6-4-2. 防災マップの作成・支援・活用	25
6-4-3. 防災意識の継承・再構築	26
6-5. 浸水による被害の軽減のための体制の整備	27
6-5-1. 水防活動への支援	27
6-5-2. 共助の取組の推進	28
6-5-3. 災害時応援協定締結に関する取組	29
6-6. 防災訓練等の実施	30
6-7. 建物等の耐水機能	31
6-8. 浸水による被害からの早期の生活の再建	32
7. 環境の保全と創造への配慮	33
7-1. 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保	33
7-2. 参画と協働による川づくり	33
7-3. 森林環境の保全	33
7-4. 水田・ため池環境の保全	33
8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項	34
8-1. 県民相互の連携	34
8-2. 関係者相互の連携	34
8-3. 財源の確保	34
8-4. 計画の見直し	34

1. 計画地域の概要

1-1. 計画地域の概要

西播磨西部地域（千種川流域圏）（以下、「計画地域」という。）は、千種川流域と南部の亀の尾川流域、大谷川流域、^{おこく}亭谷川流域、^{さかた}佐方川流域、大津川流域等で構成され、赤穂市、相生市、上郡町、佐用町、たつの市の一部、宍粟市の一部にまたがる、総面積約 795km²の地域である。

土地利用は、山地が最も多く、その大多数を北部が占めている。一方で、市街地は、南部に集中しており、社会経済、文化等の基盤となっている。

人口は、計画地域内に約 11 万人が居住しており、南部に集中している。

交通網は、国道 2 号、国道 179 号、国道 250 号、山陽自動車道、中国自動車道等の幹線道路や、JR 山陽本線、赤穂線、山陽新幹線が東西に、国道 373 号、鳥取自動車道、播磨自動車道、智頭急行が南北に、JR 姫新線が北西～南東に走っており、近畿・中国・九州圏への交通の要衝となっている。

北部は、中国山地の脊梁部を形成する標高 1,000～1,300m のちくさ高原や三室高原があり、千種川はここを源として流下している。また、河床勾配は非常に急で、河床の大部分が礫である。

地形は、北部で標高 1,000～1,300m のちくさ高原や三室高原、中国山地の上昇によってできた河岸段丘が形成されており、河床勾配は非常に急である。中部は北部と比較して、谷幅の広い谷底平野を呈しており、河床勾配も比較的緩やかである。南部は河床勾配が緩く、市街地、農地が広がっている。

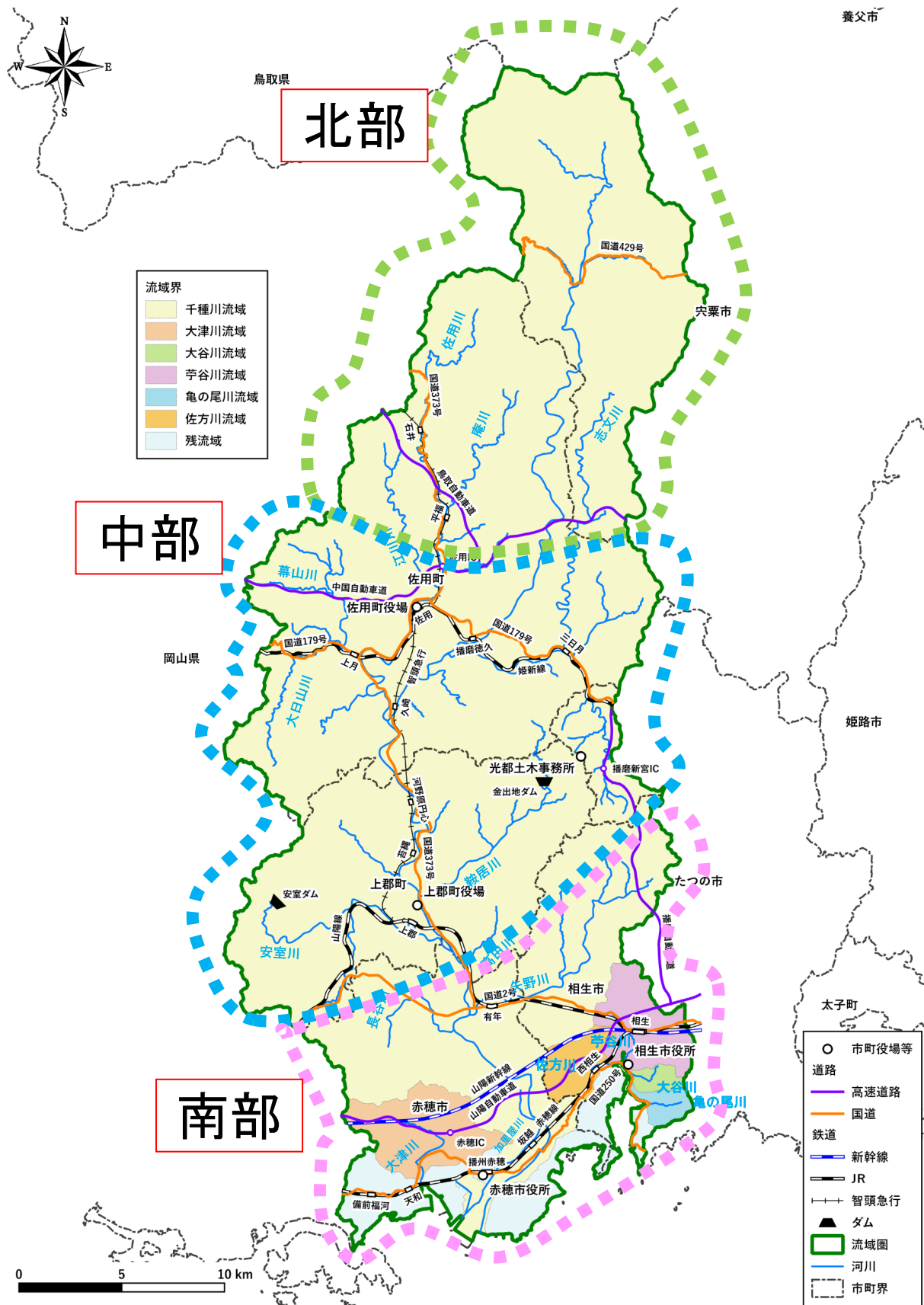


図 1-1.1 計画地域区域図

1-2. これまでの取組と課題

1-2-1. 河川下水道対策

1-2-1-1. 河川対策

県は、河川整備計画に基づき事業を推進している。千種川水系では、平成 21 年台風第 9 号の被害を受け、千種川・佐用川等の緊急河道対策として河川災害復旧助成事業、河川災害関連事業、河川災害復旧等関連緊急事業を実施し、治水安全度を向上させてきた。引き続き下流区間の護岸整備や加里屋川の改修を進めていく必要がある。

また、これまで河川管理施設等のメンテナンスに取り組んでいるが、排水ポンプ等の老朽化が進行しており、計画的な修繕・更新を進める必要がある。

対象流域	河川整備計画名
千種川	千種川水系河川整備計画（平成 24 年 6 月）
	千種川水系加里屋川河川整備計画（平成 24 年 7 月）
大津川	大津川水系河川整備計画（平成 15 年 10 月）
大谷川	大谷川水系河川整備計画（平成 19 年 3 月）

1-2-1-2. 下水道対策

河川と同じく、下水道(雨水)の整備も各市町の下水道計画に基づき、着実に進捗している。

しかし、雨水の計画地域が主に市街地であるのに加え、年超過確率 1/5～1/7 の計画規模のため、おおむね 50mm/hr を超えるような豪雨に対しても、備えておく必要がある。

1-2-2. 流域対策

施設管理者との協議が整った箇所や、施設の新規整備・廃止を行う箇所で雨水貯留浸透施設の整備を進めている。

しかし、流域内の施設数に対して整備済みの箇所は少なく、流域対策の更なる推進が可能と考えられ、特に、管理者との合意形成が比較的容易な施設、雨水貯留容量が大きな施設について、重点的に取り組むことが効果的である。

1-2-3. 減災対策

想定最大規模降雨のハザードマップ等の防災情報の提供や訓練の実施等は進んでいる。

しかし、雨水（内水）浸水想定等、さらなる情報の充実が望まれている。また、実

際の避難行動に繋げるために、防災情報のさらなる周知が必要であり、情報の提供方法を進化させる必要がある。

1-3. 総合治水対策の必要性

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大雨による降水量の増大が予想されており、水災害の頻発化・激甚化などの事象を想定し、さらなる総合治水対策の推進が必要である。

これまでの河川下水道対策「ながす」に加えて、河川や水路への流出を抑制する流域対策「ためる」や、河川等から溢れた場合でも被害を軽減する減災対策「そなえる」を効果的に組み合わせた総合治水を、さらに進める必要性が高まっている。

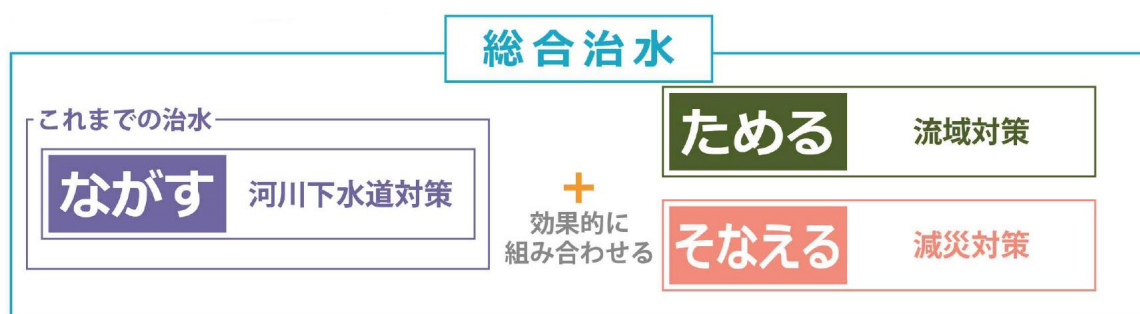


図 1-3.1 総合治水の概念



図 1-3.2 総合治水のイメージ図

2. 総合治水の基本的な目標に関する事項

2-1. 計画地域

計画地域は、西播磨西部地域（赤穂市、相生市、上郡町、たつの市、佐用町、宍粟市にまたがる千種川流域、亀の尾川流域、大谷川流域、苧谷川流域、佐方川流域、大津川流域及びその他海域への直接放流域）とする。

2-2. 計画期間

計画の期間は、概ね 10 年間とする。

総合治水は、浸水被害軽減を目的に多様な主体が連携して多岐にわたる取組を継続するものであることから、概ね 10 年後を見据え、共通の認識を持って取り組むこととする。

なお、本推進計画に位置づけられている取組は、策定（見直し）時点で関係者間の調整が整っている等の記述可能なものに限られており、取組の進捗状況や災害の発生状況、社会情勢の変化等を踏まえて、適宜見直すこととする。

2-3. 基本的な目標

計画地域全体の防災力の向上を目指し、水害から命と暮らしを守ることを目標として、下記の対策を組み合わせた総合治水を推進する。

■ ながす：雨水を海域まで流下させる河川下水道対策

県、市町は、河川整備計画（計画期間 30 年）等の計画に位置づけられた事業について、本推進計画の計画期間内に実施できる整備を着実に進めることを目標として、河川改修を行うとともに、適切な維持管理を行う。

市町は、各下水道計画に基づき、本推進計画の計画期間内に実施できる整備を着実に進めることを目標として、下水道整備を行うとともに、適切な維持管理を行う。

■ ためる：雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる流域対策

県、市町、県民は、河川、下水道、水路への雨水の流出を抑制し、溢水等による浸水被害を軽減することを目標として、過去に浸水被害が発生している地域を中心に、田んぼダム、校庭・公園・公共施設での貯留浸透、ため池の活用、各戸貯留、森林の保全及び整備等による、地域の特性に応じた流域対策を実施する。

■ そなえる：浸水した場合の被害を軽減する減災対策

河川下水道対策と流域対策を講じて、計画規模を上回る洪水等により、甚大な浸水被害が発生することも想定される。

そのため、県、市町、県民は、人的被害の回避を最優先の目標として、避難対策を重点的に取り組むとともに、被災しても県民生活等が早期に再建できる取組を進める。

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1. 全般

浸水被害の発生、法改正等の社会情勢の変化、気候変動への対応等を踏まえた新たな取組について、県、市町及び県民が連携、協力し、取組を推進する。

- 県 の 責務：総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市町の責務：地域の特性を活かした施策の策定・実施
- 県民の責務：雨水の流出抑制と浸水発生への備え

行政が実施する総合治水に関する施策への協力

3-2. 河川対策

県は、千種川とその支川及び亀の尾川、大谷川、苧谷川、大津川、佐方川とその支川において、洪水を安全に流下させるために河川改修やダムによる洪水調節、堆積土砂の撤去などを適切に行う。さらに、治水安全度の低い箇所において、過去の浸水被害や上下流の治水バランスに配慮して、局所的な改修を行う。また、老朽化が進行している河川管理施設について、計画的に修繕・更新を進める。

市町は、準用河川、普通河川の改修や適切な維持管理を行う。

3-3. 下水道対策

市町は、各下水道計画に基づき、年超過確率 1/5～1/7 程度の規模の降雨に対して浸水を発生させないように、計画的な整備や適切な維持管理を行う。

3-4. 流域対策

計画地域は、森林や水田が 8 割以上を占めるとともに、上郡町や佐用町を中心に、ため池が多く存在している。

県、市町、県民は、過去に浸水被害が発生した地区を中心に、田んぼダム、校庭、公園、ため池、公共施設、各戸貯留等を活用して、流出抑制機能を向上させ、内水による浸水被害の軽減や、河川や下水道等への雨水の流出を抑制する。また、森林の整備や保全により雨水貯留浸透機能の回復強化を図る。

3-5. 減災対策

平常時から水害リスクを十分に認識し、迅速・円滑な情報伝達・避難体制を構築することが重要である。また、災害時要援護者の避難所への避難が円滑に実施できる体制づくりが必要である。

このことを踏まえて、県、市町、県民は、人命を守ることを最優先とし、避難対策に重点的に取り組むとともに、水害が発生した場合でも被害を小さくする対策に取り組む。また、県、市町は被災しても早期に再建できる対策についても取り組む。

4. 河川下水道対策

4-1. 河川の整備及び維持管理

4-1-1. 河道

県は、「千種川水系河川整備計画」等に基づき事業を実施するとともに、洪水時に堤防、護岸、排水機場等が十分に機能するように、適切な維持管理を行う。

市町は、管理する準用河川や普通河川等について、適切な維持管理を行う。

県、市町は、土砂、流木、樹木等により河積が阻害されていないことを確認するとともに、問題があると判断した場合は、河床掘削や障害物除去等を行い、河道断面の確保に努める。

また、老朽化が進行している河川管理施設について、計画的に修繕・更新を進める。

表 4-1.1 今後の河川整備

河川名	事業場所	施工内容	期間	
			前期 (R6～R10)	後期 (R11～R15)
千種川	赤穂市、上郡町、佐用町	河川改修 L=41,670m 築堤、護岸 他	継続	継続
	赤穂市 [河口～新赤穂大橋]	高潮対策 L=1,850m 築堤他	継続	完了
加里屋川	赤穂市 [放水路分派点上流工区]	河川改修 L=1,900m 築堤、護岸、河道拡幅 他	継続	継続
	赤穂市 [放水路分派点下流工区]	河川改修 L=1,150m 護岸、橋梁架替、河床掘削 他	継続	継続
	赤穂市加里屋 [加里屋川排水機場]	老朽化対策 排水機場 更新	－	着手、継続
鞍居川	上郡町 [上郡～祇園橋]	河川改修 L=2,900m 築堤、護岸 他	継続	完了
塩屋川	赤穂市	矢板護岸老朽化対策	継続	完了

※佐用川、庵川、大日山川、幕山川、大谷川、大津川は整備済



図 4-1.1 河川整備のイメージ写真

4-2. 下水道の整備及び維持管理

市町は、下水道計画に基づき、引き続き整備を推進するとともに、管きょやポンプ施設について、適切に維持管理を行う。

表 4-1.1 公共・特環下水道事業の概要

市町等	整備目標	雨水排水 区域面積
相生市	年超過確率 1/7 の規模の降雨（45mm/hr）に対して浸水が生じないことを目標に整備	681ha
赤穂市	年超過確率 1/5 の規模の降雨（41.6mm/hr）に対して浸水が生じないことを目標に整備	1,189ha
上郡町	年超過確率 1/7 の規模の降雨（45mm/hr）に対して浸水が生じないことを目標に整備	336.9ha
佐用町	年超過確率 1/5～1/7 の規模の降雨（48～50mm/hr）に対して浸水が生じないことを目標に整備	82ha
播磨高原 広域事務組合	年超過確率 1/7 の規模の降雨（43mm/hr）に対して浸水が生じないことを目標に整備	741ha

5. 流域対策

5-1. 調整池の設置及び保全

5-1-1. 重要調整池の設置

総合治水条例では、「調整池の設置・保全」として 1ha 以上の開発行為を行う開発者等に対し、技術的基準に適合する「重要調整池」を設置し、雨水の流出抑制機能を維持するために適切な維持管理を行うことを義務づけている。

5-1-2. 施設の指定

計画地域において、調整池は現在 52 箇所設置されており、このうち、県、市町が管理している調整池は 16 箇所ある。これらの調整池については、民間の取組を先導するため、「調整池指導要綱」に基づく暫定調整池、恒久調整池の区分に関係なく、条例に基づく指定調整池に指定する。

また、県は、民間が所有する重要調整池以外の調整池(既存調整池を含む)のうち、その規模や下流の浸水被害の発生状況等から、計画地域の流域対策に特に必要と認める調整池を、所有者の同意を得た上で、指定調整池に指定する。

5-1-3. 維持管理

重要調整池、指定調整池の所有者等は、雨水の流出抑制機能の維持と適切な維持管理を行わなければならない。また、重要調整池、指定調整池以外の調整池の管理者等は、雨水の流出抑制機能の維持と適切な維持管理に努めなければならない。

5-2. 土地等の雨水貯留浸透機能

県、市町、県民は、「雨水貯留浸透機能に係る指針」(平成 24 年 11 月, 兵庫県)を参考に、学校・公園等を活用して、雨水貯留浸透機能の整備に努めるとともに、自然豊かな西播磨西部地域の森林、水田、ため池等の地域に備わっている雨水貯留浸透機能を保全、活用する。

5-2-1. 雨水浸透機能の確保

当該土地または施設の所有者等が雨水貯留浸透機能の確保を図ることを基本として取組を推進する。特に、施設を新築・建替する場合は、効率的な整備が可能となるため、可能な限り雨水貯留浸透機能の確保に努める。また、その機能維持を図るべく適正に管理する。

表 5-2.1 透水性舗装に関する取組

実施主体	取組内容
県	県管理道路の歩道部透水性舗装 (随時)
相生市	那波佐方線の透水性舗装 (約 800 m ²)
赤穂市	塩屋野中線他の透水性舗装 (1, 400 m ²)
	市管理道路の歩道部透水性舗装 (随時)

5-2-2. 学校、公園、大規模施設

計画地域内には、64 箇所の学校 (廃校含む)、112 箇所の公園、89 箇所の官公庁施設・大規模公共施設がある。これらの広い土地や大規模な建物等を活用し、雨水貯留浸透機能の確保に向けた取組を検討する。

また、県は、計画地域の流域対策に特に必要と認める施設を、所有者の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設として指定する。

なお、施設の所有者と管理者が異なる場合は、管理協定の締結等により適切な維持管理に努める。



図 5-2.1 学校、公園等での雨水貯留対策のイメージ図

5-2-3. 水田

水田は、大雨や台風に伴う雨を貯留し一度に流れ出すの防ぐため、下流域の洪水を防止、軽減するという機能を有している。さらに、水田の排水口にせき板を設置することにより、雨量貯留機能を高める“田んぼダム”が、これまで計画地域内の 987ha で実施されている。

計画地域内の水田は、河川沿いに広がっており、その面積も大きいため貯留による治水効果が期待できることから、水田の所有者等は、営農に支障のない範囲で、田んぼダムを推進する。

県、市町は、多面的機能支払交付金※の活動組織等に対して、田んぼダムを積極的に展開するとともに、これまで配布してきたせき板の老朽化に伴う再配布を行う。

※多面的機能支払交付金：

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に支払われる交付金

表 5-2.2 水田での雨水貯留浸透に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	せき板の無料配布や普及啓発活動を実施する。
	ほ場整備済地区での重点的な普及に取り組む。
所有者	田んぼダムの実施に努める。
市町	田んぼダムの普及啓発活動を実施する。
相生市	雨内地区等 2 地区でせき板の再配布を行う。
赤穂市	要望に応じてせき板の再配布を随時行う。
宍粟市	室地区等 1 地区以上でせき板の新規配布を行う。
上郡町	せき板の新規配布を増やすため、自治会、集落営農に PR する。
佐用町	土井地区等 2 地区でせき板の新規配布を行う。
	せき板の劣化などが発生した場合、申請に応じて再配布を行う。

5-2-4. 各戸貯留

屋根に降った雨水を貯留タンクに貯留する「各戸貯留」は、個々の貯留量は少ないが、地域全体で取り組むことで、大きな雨水貯留機能を発揮することができる。

市町は、雨水貯留タンク設置等の助成制度を継続的に実施し、雨水の流出抑制効果の向上と雨水の有効利用を促進する。

県、市町は、助成制度が活用されるように PR 活動を進める。



出典：戸建住宅における雨水貯留浸透施設設置マニュアル, H18. 3, (社)雨水貯留浸透技術協会編集

図 5-2.2 各戸貯留施設の例(地上タイプ)

表 5-2.3 各戸貯留に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県 市町	各戸貯留の普及啓発活動を実施する。
	各戸貯留に関する県民の取組を支援する。
赤穂市	雨水貯留タンク設置助成を行う。

5-3. 貯水施設の雨水容量の確保

5-3-1. ため池

ため池では、取水に支障のない範囲（時期、構造等）で、洪水吐の切り欠きや取水施設への事前放流機能の追加や水利施設管理強化事業（特別型）等を活用した低水位管理等、洪水調節機能を向上させるための改良、運用に努める。

また、県、市町はため池を活用した治水対策について啓発を行う。

県は、ため池下流域の浸水被害の発生状況、ため池の規模等から、計画地域の流域対策に特に必要と認めるため池を、所有者等の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定する。

表 5-3.1 ため池における治水活用に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	流域内では、ため池の改修にあわせて、洪水吐の一部切り下げや事前放流施設の整備を進める。
	計画地域の流域対策に特に必要と認めるため池を、所有者の同意を得た上で、指定雨水貯留浸透施設に指定する。
市町	所有者の同意を得た上で、洪水吐の切り欠きなどの事前放流施設を整備する。
	ため池貯留について、施設管理者の理解と協力を得られるよう、地元協議に努める。
	ため池の事前放流について協力を依頼する。
施設所有者 施設管理者	あらかじめ洪水が予測される場合は、雨水の一時貯留に努める。
	雨水貯留機能の維持と適切な維持管理に努める。
上郡町	水利施設管理強化事業（特別型）を活用した低水位管理を新たに船谷池等 2 箇所について実施する。
相生市	水利施設管理強化事業（特別型）を活用した低水位管理を新たに大池（瓜生）等 6 箇所について実施する。
赤穂市	水利施設管理強化事業（特別型）を活用した低水位管理を新たに片山池等 5 箇所について実施する。

5-3-2. ダムの事前放流

金出地ダムは、貯水位が EL. 143.3 メートルを上回っており、かつダム地点の 24 時間降雨量が 272mm 以上想定される場合に、貯水位を低下させ、空き容量を確保する「事前放流」に取り組む。

長谷ダムは、貯水位が EL. 210.4 メートルを上回っている場合、かつダム地点の 24 時間降雨量が 235mm 以上想定される場合に、貯水位を低下させ、空き容量を確保する「事前放流」に取り組む。

「事前放流」で確保した空き容量を雨量貯留容量として活用し、より多くの雨水を貯留することで、下流河川の水位を低減させる。

5-4. ポンプ施設との調整

築堤河川に隣接した内水区域等では、河川水位が上昇すると雨水を河川へ自然に排水することができないため、下水道管理者等がポンプ施設を設置して、強制排水により浸水被害を軽減している。しかし、大部分のポンプ施設では、河川水位の上昇により堤防決壊の危険性がある場合でも排水が継続され、堤防決壊の危険性を高めている状態にある。

したがって、ポンプ施設の管理者は、河川の水位に応じた適切なポンプ施設の操作を定めた計画(排水計画)を策定し、その計画に従って、ポンプ施設の操作を行い、適切な運転調整が可能となるよう、維持管理に努める。

5-5. 遊水機能の維持

先人たちは、河川沿いの浸水しやすい農地等に遊水機能を持たせ、越流堤、霞堤として、洪水を家屋以外の土地に溢水させる等の工夫により、洪水被害を軽減してきた。

このような土地に住宅等が建築されると、洪水時に甚大な浸水被害が発生する危険性があるため、堤防整備等の河川整備が実施されるまでは、土地の所有者は遊水機能を維持することに努める。

また、県、市町、県民は、河川改修以外の事業の実施については、遊水機能が高いと考えられる土地は、遊水機能の維持に配慮する。

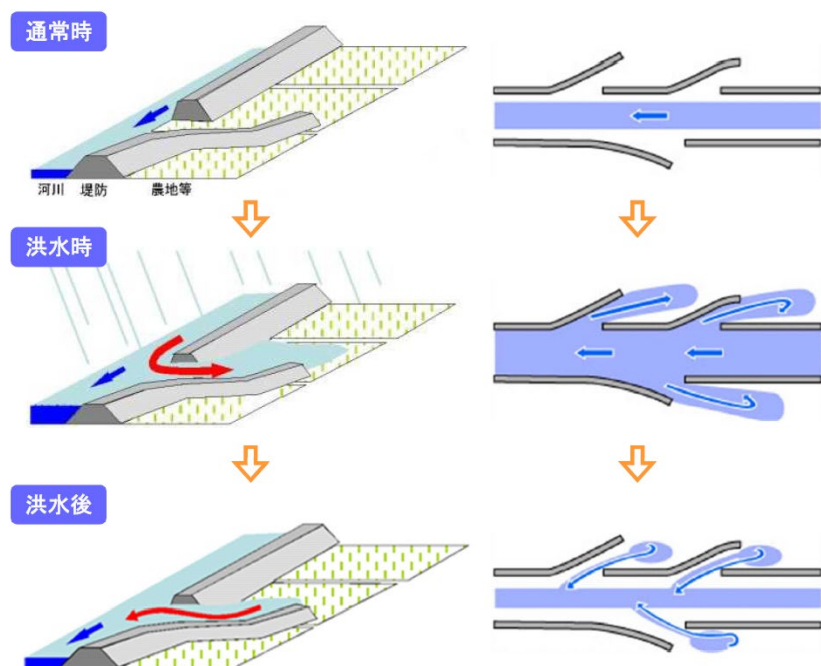


図 5-5.1 遊水機能の維持のイメージ図

5-6. 二線堤の整備

佐用川では、平成 21 年 8 月豪雨と同規模の洪水が発生した場合に、堤防から溢水する地区について、人家の床上浸水を回避するため、二線堤や輪中堤による浸水被害軽減対策を実施している。

なお、市町は、浸水の拡大を抑制する効力が認められる、二線堤、輪中堤が存在する土地について、土地所有者の同意の上、浸水被害軽減地区として指定するよう努める。

5-7. 森林の整備及び保全

森林所有者等は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能、土地の保全の機能を確保するために、森林の整備及び保全に努める必要がある。

しかし、高齢化の進行により森林管理が行き届かなくなっている現状があることから、関係機関、森林所有者、地域住民と連携し、適切な管理に努める。

表 5-7.1 森林保全等に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県 市町等 県民	「災害に強い森づくり」第4期対策（R3～7年度）に基づき、以下の項目に取り組む。 ① 緊急防災林整備（流木・土石流災害が発生するおそれのある渓流域の森林機能強化）【県・市町等】 ② 里山防災林整備（集落等裏山森林の防災機能強化）【県】 ③ 針葉樹林と広葉樹林の混交林整備（高齢人工林の機能強化）【森林組合等】 ④ 野生動物共生林整備（人と野生動物がすみ分けできる森林を育成）【県・市町等】 ⑤ 住民参画型森林整備（地域住民による主体的な取組の推進）【県民】
	無秩序な伐採・開発行為の規制等に努める。
宍粟市	宍粟市内の間伐を 432.42ha 実施する。（R7～R11 年度）
佐用町	佐用町内の間伐を 100ha 実施する。（R7 年度） 町有林化促進事業による管理できない山の引き取りを行う。 短伐期施業の実証実験を行う。
上郡町	上郡町野桑字極楽寺で間伐を 7.8ha 実施する。（R7 年度）
協同組合 兵庫木材 センター	森林所有者への利益還元や、持続可能な循環型林業の育成を目的として、搬出間伐の促進等、林業の活性化及び森林の保全に努める。

〔参考〕 山地防災・土砂災害対策

大雨による山腹崩壊等に伴って発生する土砂や流木は、下流の人家や農地等に流れ込み、深刻な被害をもたらすだけではなく、河川や水路を埋塞させることにより、溢水や氾濫を招く危険性がある。

土砂や流木により甚大な被害が発生した平成 21 年 8 月台風第 9 号や平成 26 年 8 月の豪雨時においても、治山ダムや砂防堰堤を設置していた谷筋では、流木や土砂が施設に捕捉され、下流の被害軽減への効果が確認された。

県は、これを教訓として、「山地防災・土砂災害対策計画」を策定した。現在、新たに策定した「第 4 次 山地防災・土砂災害対策計画（令和 3～7 年度）」に基づき、治山ダムや砂防堰堤を重点的に整備することにより、引き続き土砂・流木対策を推進していく。



写真 5-7-1 H21 年災害時における治山ダムの効果事例（佐用町水根）



写真 5-7-2 H21 年災害時における砂防堰堤の効果事例（佐用町下石井）

6. 減災対策

6-1. ハザードマップの作成・配布

県は、二級河川について、令和元年度までに想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成しており、今後は技術基準の改定や河川改修の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

市町は、内水ハザードマップの作成を進め、防災情報の更なる充実を図る。また、記載情報の更新、分かりやすい記載方法等、改良に努める。

県及び市町は、ホームページ、SNS、広報誌、イベント、出前講座、まるごと・まちごとハザードマップ等の多様な方法で、ハザードマップをはじめとする防災情報を広く発信し、的確な避難行動の実現に繋げていく。

表 6-1.1 ハザードマップの作成・配布に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	兵庫県 CG ハザードマップによる洪水浸水想定区域図等の情報発信
市町	ハザードマップの周知、啓発、更新等を行う。
相生市	内水ハザードマップを作成する。（新規）
赤穂市	内水ハザードマップを作成する。（新規）
たつの市	内水ハザードマップを作成する。（新規）

※上郡町は内水ハザードマップを作成・公表済み（R5 年度）

6-2. 県民の情報の把握

行政の「知らせる努力」と、地域住民の「知る努力」が相乗して、初めて提供する情報が生きることになる。このため、県民は、県、市町から発信される防災情報を収集し、水害リスクに対する意識の向上に努める。

6-3. 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

6-3-1. 県民への防災情報の発信

6-3-1-1. 雨量・水位情報・河川ライブカメラ

県は、県民が洪水時における避難のタイミングを的確に判断できるよう、雨量や河川水位のリアルタイム観測情報やライブカメラによる画像を発信する。



出典：国土交通省 川の防災情報

図 6-3.1 河川水位のリアルタイム観測情報例（川の防災情報）



図 6-3.2 千種川流域河川情報システムの画面

表 6-3.1 雨量・水位情報・河川ライブカメラに関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	雨量、河川水位のリアルタイム観測情報やライブカメラによる画像を配信する。

6-3-1-2. 洪水予報

県は、気象台と共同で発表する「洪水予報」に関する情報について、報道機関を通じて県民に伝達する。

表 6-3.2 洪水予報の発表基準と発表の対応

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

出典：令和6年度兵庫県水防計画

表 6-3.3 洪水予報を実施する基準水位観測所

河川名	観測所名	所在地	水位			
			水防団 待機水位	氾濫注意 水位	氾濫危険 水位	氾濫危険 水位
千種川	上郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m

出典：令和6年度兵庫県水防計画より抜粋

6-3-1-3. 道路アンダーパス部の浸水情報

構造的に雨水が集中しやすい構造となっている道路アンダーパス部は、一般的にポンプ設備により雨水を排出している。しかし、近年多発する豪雨に対しては、車両が水没する事故が相次いでおり、ポンプ施設だけでは対応できないケースが発生している。このような事故を防止するため、県は、道路アンダーパス部に冠水情報板等の設置を推進する。冠水情報板をより見やすくするために高輝度 LED 式の電光掲示板の設置を推進する。



図 6-3.3 道路アンダーパスの水深表示板
((主) 赤穂佐伯線 竹万 JR 交差部)



図 6-3.4 冠水情報板
(国道 373 号 興井 JR 交差部)

表 6-3.4 道路アンダーパス部の浸水情報に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	冠水情報板等の設置を推進する。
	高輝度 LED 式の電光掲示板の設置を推進する。

6-3-1-4. 防災行政無線、ケーブルテレビ、市町ホームページ等

市町は、県民が的確な避難判断と避難行動を実施できるよう、防災行政無線、ホームページ、ケーブルテレビ、LINE 等の SNS、緊急速報メール等を活用して、防災気象情報、警戒レベル（高齢者等避難・避難指示等）の情報を迅速かつ的確に伝達する。また、外国語に対応した災害情報の提供を検討する。

県、市町は、スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の普及活動を検討する。また、「ひょうご防災ネット」により、気象情報の緊急情報や避難情報等を登録している県民に直接配信する。また、県民や自主防災組織等に登録を働きかける。

表 6-3.5 防災行政無線・ケーブルテレビ・市町ホームページ等に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県 市町	スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の普及を促進する。
	「ひょうご防災ネット」への登録促進を図る。
	Lアラートを通じてテレビ事業者等に情報発信を行う。
市町	外国語に対応した災害情報の提供を検討する。
	防災行政無線、ホームページ、ケーブルテレビ、LINE 等の SNS、緊急速報メール等を活用し、情報を発信する。
相生市	超高密度気象観測・情報提供サービス POTEKA（ポテカ）により相生市役所及び矢野小学校の気象データを配信する。
上郡町	上郡町防災情報システムにより、地域（町内 13 箇所）の雨量観測データ等をホームページで配信する。
佐用町	気象観測システムにより、佐用町役場屋上の観測データを佐用町ホームページで配信する。

6-3-2. 市町への情報提供

県は、河川水位の予測や「氾濫予測システム」による氾濫予測を実施し、市町等の防災関係機関に提供する。また、限られた時間の中での的確な情報提供を可能とする、市町とのホットライン※を適切に運用する。

県、市町は、毎年、出水期前に開催している水防連絡会、水防伝達演習等を活用し、連絡体制の確認や避難指示の発令に着目したタイムライン※の検証を実施する。

市町は、県から提供される情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。

※ホットライン：洪水時に、河川管理者が市町村等へ直接河川情報を伝達する手段で、市町長が避難指示等の発令を判断するため取組。限られた時間の中で、的確な情報提供が可能となり、確実な避難行動に結びつけることで人的被害の発生を回避。

※タイムライン：大規模水災害時に各主体が迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ、いつ、だが、どのように、何をするかを時間軸に沿って整理した防災行動計画。

表 6-3.6 市町への情報提供に係る情報の伝達に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	洪水時の水位予測等を市町に配信し、水防活動や避難指示等の発令を支援する。
	市町とのホットラインを適切に運用する。
県 市町	出水期前に開催している水防連絡会、水防伝達演習等で連絡体制の確認やタイムラインを検証する。
市町	県から提供される情報の効果的・効率的な活用方法を検討する。
	県とのホットラインを適切に運用する。

6-4. 浸水による被害の軽減に関する学習

6-4-1. 自主防災組織の結成促進や活性化

県民は、自主防災組織等の結成や活性化を推進する。

県は、自主防災組織の一員として、防災活動に積極的に取り組む地域防災の担い手を育成するため、「ひょうご防災リーダー講座」等の研修を開催する。また、自主防災組織等が実施する防災訓練等の取組を支援する。

県、市町は、避難誘導にあたる人材を育成する。また若年層の消防団加入促進を図るため、普及啓発活動を実施する。

※自主防災組織：災害対策基本法に規定されている地域住民による任意の防災組織で、自分、家族、隣人、自分たちの町を自らが守るという住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。

表 6-4.1 自主防災組織の結成促進や活性化に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県市町	避難誘導にあたる人材の育成を支援する。
	防災研修(ひょうご防災リーダー講座、防災に関する出前講座等)を開催し、参加の呼びかけを実施する。
	若年層の消防団加入促進を図るため、普及啓発活動を実施する。
	県民の自主防災組織等の取組を支援する。
県民	自主防災組織等を結成、活性化する。
相生市	自主防災組織の訓練の費用を助成する。
	出前講座による職員の派遣を行う。
	防災リーダー育成の補助制度によりひょうご防災リーダー講座の受講費用等を補助する。
赤穂市	各自治会(自衛防災隊)に対する活動促進への働きかけを実施する。
	消防機関が実施する消火訓練や防災教室への積極的参加を求め、自衛防災隊の一員としての意識向上を図る。
	毎年実施している自治会長会において、訓練等への参加促進を行い、地域防災力をより一層高める。
	DIG 訓練を積極的に実施し、防災意識の向上に努める。(新規)
	自主防災組織活動に係る補助制度により資機材購入を支援する。
宍粟市	自主防災組織活動に係る補助制度により資機材購入を支援する。
たつの市	訓練を実施した自主防災組織に対して活動助成金を交付する。
	市職員や大学講師による出前講座を実施する。
	地域防災の推進者となる地域防災リーダーを目的とした地域防災リーダー育成講座を実施する。
上郡町	自主防災組織活動に係る補助制度により資機材購入を補助する。
	地区自主防災組織連合会運営支援事業補助金を交付する。
	防災リーダー育成の補助制度によりひょうご防災リーダー講座の受講料等を補助する。
	防災リーダーと連携し住民の防災意識を高めるための出前講座を実施する。(新規)
佐用町	自主防災組織活動に係る補助制度により訓練や資機材購入を支援・助言する。
	「マイ避難カード」作成の動画をケーブルテレビおよび自主防災訓練で放映する。
	地域づくり協議会単位で出前講座を実施する。
	「防災研修会」の実施および講演をケーブルテレビで放送する。
	「さよう防災リーダー連絡会」活動への協力を行う。

6-4-2. 防災マップの作成・支援・活用

県民は、過去の災害情報、避難経路、避難経路上の危険箇所、必要な防災対応等を地域住民自らの手で地図に記載する「防災マップ」を作成するとともに、その普及・活用に努める。なお、防災マップの作成にあたっては、防災リーダーが中心的な役割を担うこととし、必要に応じて防災に関する経験が豊富な NPO 法人等の支援を得ることも検討する。

市町は、研修会の開催等により、県民の防災マップ作成を支援する。

表 6-4.2 防災マップの作成・支援・活用に関する取組一覧

実施主体	取組内容
市町	防災マップの作成を補助するため、研修会等を開催する。
相生市	自主防災組織が行う防災訓練での防災マップの作成を支援する。
赤穂市	地区防災計画の作成時に、防災マップ作成も推奨する。
	DIG 訓練を通じて防災マップの作成を推奨する。
宍粟市	マップ作り講習会を開催する。
たつの市	大学講師による地区防災計画作成支援講座を行い、地区防災計画の作成と併せて防災マップも作成する。
上郡町	防災出前講座を実施する。
佐用町	ハザードマップを活用した「気づきマップ」の作成を各戸に依頼する。

6-4-3. 防災意識の継承・再構築

迅速かつ確実な避難行動を行うためには、防災文化を醸成し、防災意識の向上が必要である。そのため、県、市町は、地域住民、学校等への水災害教育を実施するとともに、関係機関と協力・連携した普及啓発活動（出前講座等）を実施する。

表 6-4.3 防災意識の継承・再構築に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県 市町	地域住民、学校等への水災害教育を実施する。
	出前講座等を実施する。
相生市	出前講座を実施する。
赤穂市	防火、防災座談会等により、自主防災組織や高齢者等への防災意識の啓発、知識の普及を図る。
宍粟市	出前講座を実施する。
たつの市	市職員や大学講師による出前講座を実施する。
上郡町	防災出前講座を実施する。
佐用町	兵庫県立大学と連携したまち歩きなどの防災教育を実施する。
	佐用高校での防災教育を実施する。
	ケーブルテレビ、広報誌での防災啓発を行う。
	出前講座を実施する。

6-5. 浸水による被害の軽減のための体制の整備

6-5-1. 水防活動への支援

市町は、少子高齢化等により水防体制の弱体化が懸念されているため、災害モニター制度の活用等により情報収集に努めるとともに、河川、ため池等の巡視、点検を迅速に行える体制づくりに努める。

県、市町は、大規模氾濫に対してもより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討し調整する。

表 6-5.1 水防活動への支援に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	水防活動について関係者の協力内容等を検討し調整する。
県 市町	大規模氾濫に対して、より広域的・効率的に水防活動が実施できるように検討する。
市町	水防活動について関係者の協力内容等を検討し調整する。
	災害モニター制度の活用等により情報収集に努める。
	河川、ため池等の巡視、点検を迅速に行える体制づくりに努める。
相生市	防災訓練で作成した土のうを地区公園等に配置する。
赤穂市	水防訓練により土のうを作成する。
	消防関係の行事等において、若年層の入団を促すため広報を実施する。(新規)
	令和5年10月より導入した学生消防団認証制度の認知度を高め、学生を含む若年層の入団を促進する。(新規)
宍粟市	補助制度による資機材整備を支援する。
たつの市	大学講師による地区防災計画作成支援講座を実施する。
	地域参加型土のうづくり訓練を実施し、各地区へ配布する。
上郡町	自主防災組織の資機材購入を補助する。
	水防訓練で作成した土のうを配布する。
佐用町	自主防災組織活動に係る補助制度を実施し、訓練や資機材購入について、支援・助言を行う。
	備蓄倉庫などに器具を保管する。
	町内各所に土のう用ダストを設置する。
	土のう作成訓練を実施する。(年1回)

6-5-2. 共助の取組の推進

市町は、計画地域の大部分が超高齢社会※であることや、豪雨時や夜間といった状況下での避難も考慮し、水害リスク情報を踏まえて避難場所、避難経路を検討するとともに、一律に指定避難所へ避難するのではなく垂直方向の避難（建物の上層階への避難等）や状況に応じた避難方法も検討する。さらに、市町は災害時にも避難経路がわかりやすい案内板等の設置に努める。また、ハザードマップ等を活用し、水害発生時に要配慮者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助け合う取組の推進に努めるとともに、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促し、避難訓練を支援する。

県、市町は、要配慮者に対応可能な避難誘導方法について検討する。

県は、市町の避難所の管理・運営に関する対策の充実や災害時に要配慮者を支援するマニュアル作成を支援する。

※超高齢社会：高齢化率（65歳以上の占める割合）が24%を超える社会

表 6-5.2 共助に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	市町の避難所の管理・運営に関する対策の充実や災害時に要配慮者を支援するマニュアル作成を支援する。
県、市町	要配慮者に対応可能な避難誘導方法について検討する。
市町	水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討する。
	避難経路がわかりやすい案内板等の設置に努める。
	避難行動要支援者名簿の作成・更新を行う。
	個別避難計画の作成支援を行う。
	要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進と訓練を支援する。
県民	地区内で住民同士が助け合う取組を推進する。
要配慮者利用施設管理者	避難確保計画の作成を促し、避難訓練を実施する。
赤穂市	地区防災計画の作成を促進し、各地区の共助の推進を図る。
たつの市	市職員や大学講師による出前講座を実施する。
	避難行動要支援者名簿を自主防災組織、民生委員と情報共有する。
佐用町	自治会を中心とした地域住民による避難支援の理解促進を図る。
	「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を随時改定し、職員に周知徹底させる。
	「マイ避難カード」作成参考動画をケーブルテレビおよび自主防災訓練で放映する。

6-5-3. 災害時応援協定締結に関する取組

行政だけでは、大規模災害発生直後の対応、早期復旧は困難であり、民間事業者の協力が必要不可欠である。したがって、市町は、必要となる民間事業者等との連携体制の構築に努める。

表 6-5.3 災害時応援協定締結に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	広域避難に関する先行事例の周知など技術的な支援を実施する。
市町	隣接市町等における避難場所の設定について検討する。
	必要となる民間事業者等と災害時応援協定締結を推進する。

6-6. 防災訓練等の実施

県、市町、防災関係機関、ライフライン関係機関で構成する「水防連絡会」において、水防に関する情報共有、連絡強化に努めるとともに、水防訓練を実施する。

さらに、大規模洪水時（堤防破堤やゲリラ豪雨による内水浸水等）を想定した実践的な演習を行うとともに、県民や防災関係機関と連携して水防訓練等を実施する。

表 6-6.1 防災訓練等の実施に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県 市町	「水防連絡会」において、水防に関する情報共有、連絡強化に努める。
	防災関係機関と連携して水防訓練を実施する。
相生市	自主防災組織主体で訓練を行う。
	出前講座により職員を派遣する。
赤穂市	土のう作成訓練を実施する。（年1回）
	職員を対象とした防災力向上訓練を実施する。（年2回程度）
	市内各地区持ち回りで「防災総合訓練」を実施する。（年1回）
	消防と合同で水防工法等訓練を実施する。（年1回）
	自主防災組織等と連携して避難訓練を実施する。
宍粟市	水防工法訓練を実施する。
たつの市	自主防災組織等が主体で訓練を実施する。（通年）
	各小学校区で地域連携防災訓練を実施する。（年1回）
	職員安否確認情報伝達訓練を実施する。（年5回）
	避難所設営訓練を実施する。（年1回）
	地震を想定した災害対策本部会議訓練を実施する。（年1回）
上郡町	上郡町・地区合同防災訓練を実施する。（年1回）
	職員による水防工法訓練を実施する。
佐用町	自主防災組織活動に係る訓練補助制度の実施および支援・助言する。
	災害対策本部運営訓練を実施する。（年1回）
	土のう作成訓練を実施する。（年1回）

6-7. 建物等の耐水機能

県民は、自宅周辺の地形状況や市町から配布されるハザードマップ等を確認し、自宅等が浸水する危険性のある場合は、「建物等の耐水機能に係る指針」（平成 24 年 5 月, 兵庫県）に基づき、敷地の嵩上げ、遮水壁の設置、電気設備の高所設置等の耐水機能を備えるよう努める。

県、市町は、地域防災計画に定める防災拠点施設、避難所、ポンプ施設等の公共施設が浸水の危険性のある場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。

なお、県は、計画地域における減災対策に特に必要と認める場合は、所有者等の同意を得た上で、指定耐水施設に指定する。

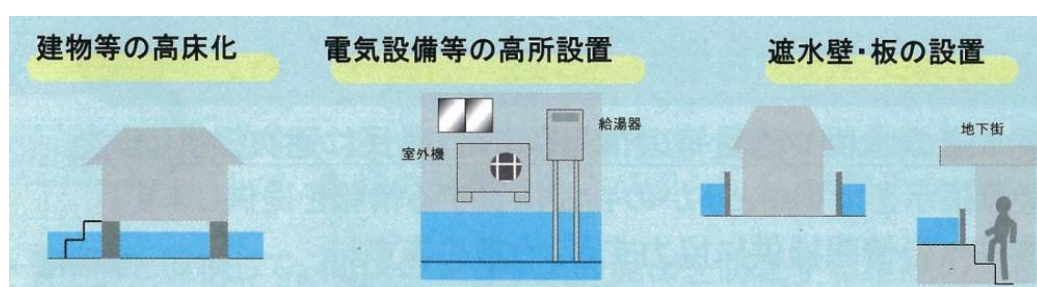


図 6-7.1 建物等の耐水機能のイメージ図

表 6-7.1 建物等の耐水機能に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県	計画地域の減災対策に特に必要と認める場合は、所有者等の同意を得た上で、指定耐水施設として指定する。
県 市町	地域防災計画に定める防災拠点施設、避難所、ポンプ施設等の公共施設が浸水の危険性のある場合は、耐水対策の必要性を検討し、実施する。
建物所有者 建物管理者	建物の耐水機能を維持する。
県民	自宅等に耐水機能を備えるよう努める。
相生市	非常用発電設備を地上から約 3 メートルの位置に設置する。
赤穂市	防災拠点となる公共施設の新規整備では、電気設備を高所に設置する。
宍粟市	非常電源設備等は浸水対策を考慮して設置する。
たつの市	官公庁施設の大規模改修時に、耐水機能を検討する。
佐用町	情報機器、非常用発電機などは可能な範囲で 2 階以上に設置する。

6-8. 浸水による被害からの早期の生活の再建

阪神・淡路大震災の経験と教訓から創設された「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」は、自然災害で被災した住宅や家財の再建を支援する共済制度である。

計画地域の加入率は、県全体（9.5％）に対し、比較的高い状況となっており、県、市町は、引き続き、県民が被災した場合でも、早期に生活が再建できるよう、「フェニックス共済」への加入促進に努める。



図 6-8.1 パンフレット

表 6-8.1 浸水による被害からの早期の生活の再建に関する取組一覧

実施主体	取組内容
県、市町	「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」の加入促進に努める。
相生市	市窓口にてPRを行う。
赤穂市	月1回、市役所内に相談窓口を設置する。 広報（ホームページ、回覧広報）活動を実施する。
宍粟市	広報誌への掲載を行う。 加入相談会を実施する。
たつの市	加入申込パンフレットを窓口を設置し、9月に全戸配布を行う。 たつの市民まつりで加入促進活動を行う。（新規）
上郡町	チラシを全戸配布する。 町HPで広報する。
佐用町	パンフレットの配布による啓発活動を行う。 自治会長会等での講演・説明会を開催する。 役場窓口でパンフレットを設置する。

7. 環境の保全と創造への配慮

7-1. 河川環境に配慮した河道改修や連続性の確保

千種川では、平成 21 年台風第 9 号により甚大な被害を受け、平成 28 年までの短期間で緊急河道対策事業等の大規模河川改修を行った。改修により、治水安全度は大幅に向上したが、事業完了から約 8 年が経過し、良好な河川環境の復活が見られず、生態系や内水面漁業にかかる様々な問題が顕在化してきた。これらの問題に対応するため千種川水系自然再生計画を令和 4 年 6 月に策定し、自然再生に向けた取組を進める。

7-2. 参画と協働による川づくり

地域の子どもたちや住民と、千種川の自然環境、歴史、文化等を学べる機会づくりを地域と協働で実施するよう、努める。

7-3. 森林環境の保全

森林は土砂流出抑制機能や保水機能を有するだけでなく、生物多様性保全機能、地球環境保全機能、物質生産機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能等の多面的機能を有する。流域対策としての森林の整備や保全を推進することにより、多面的機能を有する森林環境を保全する。

7-4. 水田・ため池環境の保全

計画地域の水田やため池は、化学肥料や農薬の使用を制限した環境創造型農業の普及が進められているほか、ほ場整備やため池改修にあたっては、生態系や景観等の環境との調和への配慮が義務づけられている。また、ため池は、クリーンキャンペーン等を通じて管理者や地域住民による環境保全活動が行われている。流域対策を実施する際にはこれらの取組を踏まえ、水田、ため池の自然環境や景観保全に配慮する。

8. 総合治水を推進するにあたって必要な事項

8-1. 県民相互の連携

県民は、勉強会の開催、各戸貯留の導入等、総合治水に関わる自主的な活動を推進するよう努める。県、市町は、県民の取組が推進するよう支援する。

8-2. 関係者相互の連携

総合治水の推進には、河川、下水道、水田、ため池、森林等の多くの管理者が協力して取り組む必要があるため、推進協議会等を活用して関係者相互の連携を図る。

8-3. 財源の確保

県、市町は、補助金等の有利な財源の確保に努めるとともに、県民の雨水貯留浸透対策等の取組を促進するための財政的支援等について、検討する。

8-4. 計画の見直し

推進協議会は、本推進計画の各種取組の進捗状況、効果検証、地域のニーズを踏まえ、本推進計画を適宜見直す。